東京圏から鹿児島県へ移住し，就職又は起業した方へ支援金を支給します！！

令和8年度

テレワーク移住も対象になります！



©鹿児島観光コンベンション協会

移住支援事業について

東京23区（在住者又は通勤者）から鹿児島県内へ移住し，移住支援金の就業要件を満たす就業をした方，市町村ごとの独自要件を満たした方又は起業支援金※1の交付決定を受けた方のいずれかに，移住先の市町村から移住支援金を支給します。

※　起業支援金（かごしま地域課題解決型起業支援事業）の令和８年度の募集は、終了しました。

【お問合せ先】
鹿児島県商工労働水産部産業人材確保・移住促進課

①移住支援金及び起業支援金について
電　話：099-286-2990（人材確保企画係）
メール：syo-jin@pref.kagoshima.lg.jp

②マッチングサイト「かごJob」について
電　話：099-286-3026（雇用促進係）
メール：sokusin@pref.kagoshima.lg.jp

移住支援金の支給に係る詳細要件等はこちらで御確認ください。

©pref kagoshima greboo

【鹿児島県移住支援金制度の概要】

1　移住支援金の対象となる方

次の①～④の全てに該当する方が対象となります。

① 住民票を移す直前の10年間のうち，通算５年以上，東京23区内に在住していた方又は東京圏（東京都，埼玉県，千葉県，神奈川県）のうちの条件不利地域以外の地域に在住し，東京23区内に通勤していた方（ ただし，東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ，東京23区内の大学等へ通学し，東京23区内の企業等へ就職した方については，通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。）

② 住民票を移す直前に連続して１年以上，東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し，東京23区内への通勤をしていたこと。

③ ２に記載した市町村に移住した方で，５年以上継続して居住する意思のある方

④ 次の(ア)～(オ)の要件のいずれかを満たす方

【就業に関する要件】

（ア）県が運営するマッチングサイト（かごJob）に掲載された法人等※1の求人（移住支援金対象求人）に応募し就職された方

（イ）県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業をした方

（ウ）所属先企業からの命令でなく，自己の意思により移住し，移住元での業務をテレワークにて引き続き行う方

【市町村ごとの独自要件（関係人口）】

（エ）※2市町村が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め，就業又は起業（事業承継，第二創業を含む）をする方

【起業に関する要件】

（オ）起業支援金の交付決定を受けた方

※1 就業者にとって３親等以内の家族が代表者，取締役などの経営を務めている法人等への就業は対象外になりますが，県と市町村の判断により対象とすることも可能です。

※2 市町村ごとの独自要件（関係人口）については，県ホームページでご確認のうえ，詳細は該当市町村へお問い合わせください。

2　対象となる移住先

鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，垂水市，薩摩川内市，曽於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，南九州市，伊佐市，姶良市，三島村，十島村，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，宇検村，龍郷町，徳之島町，天城町，伊仙町，知名町

★　市町村によって，年度内に受付できる申請数の上限数は異なります。

また，対象となる移住先については，年度によって異なる場合や移住時期によって支援金が受けられない場合がございます。

対象有無等については必ず移住前に移住先（予定）の市町村へ確認をお願いいたします。（問い合わせ先は県ＨＰに掲載）

3　支援金額

２人以上世帯の場合：１００万円　　単身の場合：６０万円　　※原則として，住民票の世帯人数により判断します。

※3 １８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合：１８歳未満の者一人につき最大１００万円加算

※3 **18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算については，「２　対象となる移住先」のうち，下記市町村に移住した方が対象となります。**

対象となる市町村が年度によって異なる場合や移住時期によって支援金が受けられない場合がございます。

詳細につきましては，必ず移住前に移住先（予定）の市町村へ確認をお願いいたします。（問い合わせ先は県ＨＰに掲載）

【18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合，18歳未満の者一人につき最大１００万円加算】

鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，垂水市，薩摩川内市，曽於市，霧島市，南さつま市，志布志市，南九州市，伊佐市，姶良市，三島村，十島村，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，伊仙町，知名町

【18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合，18歳未満の者一人につき最大３０万円加算】

宇検村，徳之島町，天城町

4　申請できる期間

【就業の場合】

（ア）県が運営するマッチングサイト（かごJob）に掲載された法人等※1の求人（移住支援金対象求人）に応募し就職された方

⇒　移住した日から１年以内の期間

（イ）プロフェッショナル人材戦略拠点事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業をした方

⇒　移住した日から１年以内の期間

（ウ）所属先企業からの命令でなく，自己の意思により移住し，移住元での業務をテレワークにて引き続き行う方

⇒　移住した日から１年以内の期間

【市町村ごとの独自要件（関係人口）の場合】

（エ）市町村が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め，就業又は起業（事業承継，第二創業を含む）をする方

⇒　移住した日から１年以内の期間 （申請までに要件を満たす就業または起業をしていること）

【起業の場合】

（オ）起業支援金の交付決定を受けた方

⇒　起業支援事業の交付決定日以降１年以内かつ移住した日から１年以内の期間

5　申請方法

申請書と必要書類を添えて，市町村の移住担当課に申請してください。

申請にあたっては，本人確認書類及び振込口座の確認ができる書類等が必要です。

★　本事業の詳細については，移住希望先市町村ＨＰ又は県ＨＰを御確認ください。（県ＨＰhttps://www.pref.kagoshima.jp/af23/izyusien.html）

★　移住支援金は所得税法（昭和40年法律第33号）の第34条に規定される一時所得に該当します。